

総務委員会資料

令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第187号

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和3年11月24日

総務企画局

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市事務分掌条例 昭和38年8月26日条例第32号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び本部を置く。</p> <p>総務企画局</p> <p>(1) 秘書及び渉外に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 市の総合企画に関すること。 (4) 市政の調査及び調整に関すること。 (5) 議会及び市の行政一般に関すること。 (6) 行政管理及び電子計算組織に関すること。 (7) 人事管理に関すること。</p> <p><u><削除></u></p> <p><u>(8)</u> その他他の主管に属しないこと。</p> <p>財政局</p> <p>(1) 市の予算、市税その他財政に関すること。 (2) 管財及び用度に関すること。</p> <p>市民文化局</p> <p>(1) 市民の生活に関すること。 (2) スポーツに関すること。 (3) 文化に関すること。</p> <p>経済労働局</p> <p>(1) 産業経済に関すること。 (2) 労政に関すること。 (3) 競輪事業に関すること。</p>	<p>○川崎市事務分掌条例 昭和38年8月26日条例第32号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び本部を置く。</p> <p>総務企画局</p> <p>(1) 秘書及び渉外に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 市の総合企画に関すること。 (4) 市政の調査及び調整に関すること。 (5) 議会及び市の行政一般に関すること。 (6) 行政管理及び電子計算組織に関すること。 (7) 人事管理に関すること。</p> <p><u>(8) 危機管理に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> その他他の主管に属しないこと。</p> <p>財政局</p> <p>(1) 市の予算、市税その他財政に関すること。 (2) 管財及び用度に関すること。</p> <p>市民文化局</p> <p>(1) 市民の生活に関すること。 (2) スポーツに関すること。 (3) 文化に関すること。</p> <p>経済労働局</p> <p>(1) 産業経済に関すること。 (2) 労政に関すること。 (3) 競輪事業に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境の保全に関する事。 (2) 公害対策に関する事。 (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関する事。 <p>健康福祉局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生に関する事。 (2) 社会福祉に関する事。 (3) 社会保障に関する事。 <p>こども未来局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども及び青少年の育成に関する事。 <p>まちづくり局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画、都市開発及び区画整理に関する事。 (2) 住宅及び営繕に関する事。 (3) 建築に関する事。 <p>建設緑政局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関する事。 (2) 道路、河川その他土木に関する事。 (3) 用地に関する事。 <p>港湾局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 港湾に関する事。 <p>臨海部国際戦略本部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨海部に係る施策の調整及び国際戦略拠点の形成に関する事。 <p>危機管理本部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理の統括に関する事。 <p>第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境の保全に関する事。 (2) 公害対策に関する事。 (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関する事。 <p>健康福祉局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生に関する事。 (2) 社会福祉に関する事。 (3) 社会保障に関する事。 <p>こども未来局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども及び青少年の育成に関する事。 <p>まちづくり局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画、都市開発及び区画整理に関する事。 (2) 住宅及び営繕に関する事。 (3) 建築に関する事。 <p>建設緑政局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関する事。 (2) 道路、河川その他土木に関する事。 (3) 用地に関する事。 <p>港湾局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 港湾に関する事。 <p>臨海部国際戦略本部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨海部に係る施策の調整及び国際戦略拠点の形成に関する事。 <p><新設></p> <p>第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>